

# 議 案 参 考 資 料

令和 3 年 6 月 定例会

## (目 次)

○大村市押印見直し方針の概要（第 3 5 号議案、第 3 7 号議案及び第 4 3 号議案関係）	( 1 )
○職員のサービスの宣誓に関する条例（新旧対照表）（第 3 5 号議案関係）	( 2 )
○大村市税条例の改正概要（第 3 6 号議案関係）	( 3 )
○大村市税条例（新旧対照表）（第 3 6 号議案関係）	( 4 )
○大村市固定資産評価審査委員会条例（新旧対照表）（第 3 7 号議案関係）	( 6 )
○大村市手数料条例（新旧対照表）（第 3 8 号議案関係）	( 8 )
○大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）（第 3 9 号議案関係）	( 9 )
○大村市国民健康保険条例（新旧対照表）（第 4 0 号議案関係）	( 1 0 )
○大村市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第 4 1 号議案関係）	( 1 1 )
○大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）（第 4 2 号議案関係）	( 1 4 )
○大村市火入れに関する条例（新旧対照表）（第 4 3 号議案関係）	( 1 5 )
○消防ポンプ自動車図面（第 4 4 号議案関係）	( 1 6 )
○物品等入札状況調書（第 4 4 号議案関係）	( 1 7 )
○大村市税条例等の改正概要（第 4 5 号議案関係）	( 1 8 )
○大村市税条例（新旧対照表）（第 1 条関係）（第 4 5 号議案関係）	( 2 1 )
○大村市税条例等の一部を改正する条例（令和 2 年大村市条例第 1 2 号）（新旧対照表）（第 2 条関係）（第 4 5 号議案関係）	( 3 6 )
○大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第 3 条関係）（第 4 5 号議案関係）	( 3 9 )
○大村市郡地区公民館駐車場における自動車破損事故について（報告第 3 号関係）	( 4 3 )

# 大村市押印見直し方針の概要（第35号議案、第37号議案及び第43号議案関係）

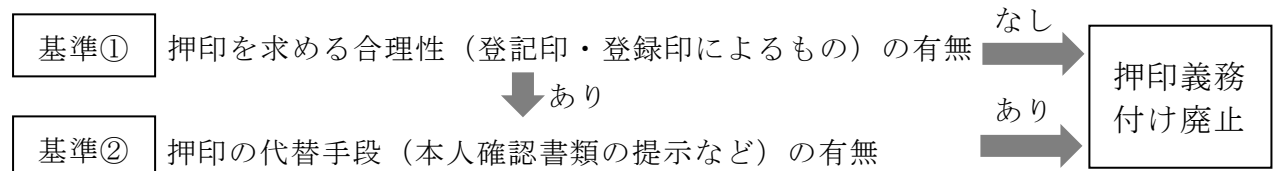
## 1 対象・方針

内閣府が作成した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を参考に作業を進める。

対 象	方 針
市民（事業者等を含む。）から提出される申請書、届出書等	登記印・登録印によらない押印（認印による押印）等は、原則として押印の義務付けを廃止
市内部の手續に関する書類（人事課等へ提出する文書）	原則として押印の義務付けを廃止。また、市内部の手續において公印を押印しているもの（A課からB課へ通知する文書等）も、見直しを実施

※ 支出根拠書類（契約書、見積書、請求書等）は、今回対象外とする。

## 2 見直し基準



## 3 見直しスケジュール

対 象	見直し時期	手続数 (見込み等)
押印の定めがないもの、内部手續に関するもの	令和3年3月末日廃止	582 (約 27%)
本市の条例、規則等に押印の定めがあるもの	令和3年6月末日廃止	812 (約 38%)
国等の法令等に押印の定めがあるもの	随時見直し	452 (約 21%)
登記印・登録印によるもの、支出根拠書類	今回対象外	303 (約 14%)
合 計		2,149 (100%)

※ 国及び県の法令・条例等に基づき、押印が義務付けられているものについては、国及び県による見直しが見直しが実施され次第、それに準じる。

## 4 見直し状況

○令和3年4月1日までに押印義務付けを廃止したもの … **582 手続**

※ 市民等から提出される申請書(483件)については、市ホームページで公表中

○押印の義務付けを廃止する条例は次のとおり

- (1) 職員のサービスの宣誓に関する条例（第35号議案）
- (2) 大村市固定資産評価審査委員会条例（第37号議案）
- (3) 大村市火入れに関する条例（第43号議案）

職員の服務の宣誓に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(職員の服務の宣誓)            第2条 新たに職員となった者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>宣 誓 書</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p>	<p>(職員の服務の宣誓)            第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において別記様式による宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式（第2条関係）</p> <p>略</p> <p>宣 誓 書</p> <p>年 月 日</p> <p>氏 名</p> <p>印</p>

## 大村市税条例の改正概要（第 36 号議案関係）

### 1 個人市民税の非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直し

（第 17 条第 2 項、第 28 条の 3 の 3 第 1 項、附則第 12 項）

（施行日：令和 6 年 1 月 1 日）

扶養控除の対象となる「扶養親族」の対象者から、次のいずれにも該当しない 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を除くこととされた令和 2 年度税制改正の内容を踏まえ、個人市民税の均等割及び所得割の非課税限度額<sup>(※)</sup>を計算する際の「扶養親族」の対象者についても、同様に取り扱うよう改正する。

- (1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- (2) 障がい者
- (3) 納税義務者から前年において、生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者

※ 個人市民税の非課税限度額（改正後）

前年の所得金額が次の区分に応じ、それぞれ定める計算式により計算して得た金額以下の場合、均等割又は所得割が非課税となる。

区分	非課税限度額の計算式
均等割	28 万円×（同一生計配偶者＋ <b>扶養親族</b> ＋1）＋10 万円 <b>＋16 万 8 千円</b>
所得割	35 万円×（同一生計配偶者＋ <b>扶養親族</b> ＋1）＋10 万円 <b>＋32 万円</b>

備考 1 扶養親族については、16 歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。

備考 2 ネットワーク部分の金額は、同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算される金額

### 2 セルフメディケーション税制に係る適用期限の延長

（附則第 13 項の 3）（施行日：令和 4 年 1 月 1 日）

セルフメディケーション税制<sup>(※)</sup>について、適用期限を 5 年延長する。

改正前	→	改正後
<b>令和 4 年度</b>		<b>令和 9 年度</b>

※ セルフメディケーション税制

対象となる医薬品を購入した場合において、その年中に当該医薬品の購入のために支払った金額の合計が 12,000 円を超えるときは、その超える部分の金額（上限 8,000 円）を総所得金額から控除することができる特例

大村市税条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲) 第17条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書) 第28条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であつて、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>

改正後	改正前
<p>改正後</p> <p>附 則</p> <p>1～11の3 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>12 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>13・13の2 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>13の3 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の4～45 略</p>	<p>改正前</p> <p>附 則</p> <p>1～11の3 略</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>12 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第26条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、350,000円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に320,000円を加算した金額)以下である者に対しては、第16条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>13・13の2 略</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p>13の3 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第26条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。</p> <p>13の4～45 略</p>

大村市固定資産評価審査委員会条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(審査の申出) 第4条 略 2・3 略</p> <p>4 略 5 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名 (4) 略</p> <p>(口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p>	<p>(審査の申出) 第4条 略 2・3 略</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の団体又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p>5 略 6 略</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述) 第7条 略 2 略 3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略 (3) 略</p> <p>(口頭審理) 第8条 略 2～4 略 5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略 6・7 略 8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p>(6) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p>(5) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名</p> <p>(5) 略</p>	<p>及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(実地調査)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(議事についての調書)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p>



大村市手数料条例（新旧対照表）

改正後	改正前																					
<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 1086 550 2027">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="422 2027 550 2072">略</th> <th data-bbox="422 1086 550 2027">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 1086 646 2027">戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付</td> <td data-bbox="550 2027 646 2072">略</td> <td data-bbox="550 1086 646 2027">1 戸籍の附票につき 300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1086 686 2027">略</td> <td data-bbox="646 2027 686 2072">略</td> <td data-bbox="646 1086 686 2027"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	略	手数料の金額	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	略	1 戸籍の附票につき 300円	略	略		<p>別表第1（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="422 582 550 1086">手数料を徴収する事項</th> <th data-bbox="422 1086 550 2072">略</th> <th data-bbox="422 582 550 1086">手数料の金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="550 582 646 1086">個人番号カードの再交付</td> <td data-bbox="550 1086 646 2072">略</td> <td data-bbox="550 582 646 1086">1 件につき 800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 582 686 1086">戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付</td> <td data-bbox="646 1086 686 2072">略</td> <td data-bbox="646 582 686 1086">1 戸籍の附票につき 300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="686 582 726 1086">略</td> <td data-bbox="686 1086 726 2072">略</td> <td data-bbox="686 582 726 1086"></td> </tr> </tbody> </table>	手数料を徴収する事項	略	手数料の金額	個人番号カードの再交付	略	1 件につき 800円	戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	略	1 戸籍の附票につき 300円	略	略	
手数料を徴収する事項	略	手数料の金額																				
戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	略	1 戸籍の附票につき 300円																				
略	略																					
手数料を徴収する事項	略	手数料の金額																				
個人番号カードの再交付	略	1 件につき 800円																				
戸籍の附票又は除かれた戸籍の附票の写しの交付	略	1 戸籍の附票につき 300円																				
略	略																					

大村市病院事業の設置等に関する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(経営の基本) 第3条 略 2 略 3 病院の病床数は、一般病床 2 1 2 床とする。</p>	<p>(経営の基本) 第3条 略 2 略 3 病院の病床数は、次のとおりとする。 (1) 一般病床 2 1 2 床 (2) 感染症病床 4 床</p>

大村市国民健康保険条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>22 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。</p> <p>23～27 略</p>	<p>附 則</p> <p>1～21 略</p> <p>（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）</p> <p>22 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができな期間のうち労務に就くことを予定していた日までの期間について、傷病手当金を支給する。</p> <p>23～27 略</p>

大田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第49条・第50条） 附則</p> <p>（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>	<p>目次 第1章～第5章 略 第6章 雑則（第49条） 附則</p> <p>（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。）、幼稚園（同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）又は認定こども園（同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。）（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p>

<p>改正後</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて保育又は教育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う施設</u>として適切に確保しなければならない。）</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第49条 家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他のこれらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>
<p>改正前</p>	<p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて保育又は教育を提供すること。</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項（第2号に該当する場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<u>行う者</u>として適切に確保しなければならない。）</p> <p>(1)・(2) 略</p>

改正前	(委任) 第49条 略
改正後	(委任) 第50条 略

大村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どものに係る教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<b>行う施設</b>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略</p>	<p>(特定教育・保育施設等との連携) 第42条 略 2・3 略 4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。 (1) 市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どものに係る教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。 (2) 略 5 前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を<b>行う者</b>として適切に確保しなければならない。 (1)・(2) 略 6～9 略</p>

大村市火入れに関する条例（新旧対照表）

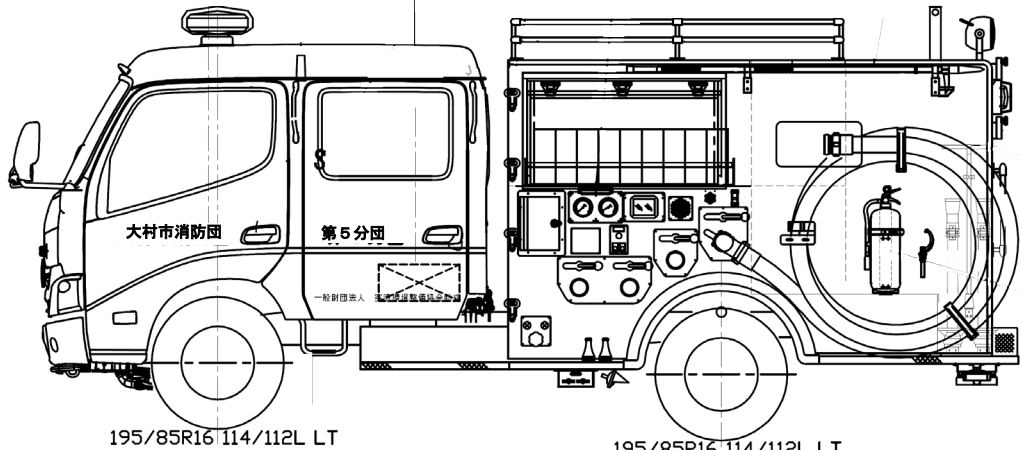
改正後	改正前
<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>火入許可申請書</p> <p>大村市長 <b>様</b></p> <p>申請者 住所 氏名</p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく大村市火入れに関する条例第 2 条の規定により申請します。</p> <p>以下略</p> <p>様式第 2 号（第 4 条関係）</p> <p>火入許可証</p> <p>許可番号 号 <b>様</b></p> <p>申請者 <b>様</b></p> <p>以下略</p> <p>年 月 日</p>	<p>様式第 1 号（第 2 条関係）</p> <p>火入許可申請書</p> <p>大村市長 <b>殿</b></p> <p>申請者 住所 氏名 <b>印</b></p> <p>次のように火入れを行いたいので許可されたく大村市火入れに関する条例第 2 条の規定により申請します。</p> <p>以下略</p> <p>様式第 2 号（第 4 条関係）</p> <p>火入許可証</p> <p>許可番号 号 <b>申請人 殿</b></p> <p>以下略</p> <p>年 月 日</p>



消防ポンプ自動車図面

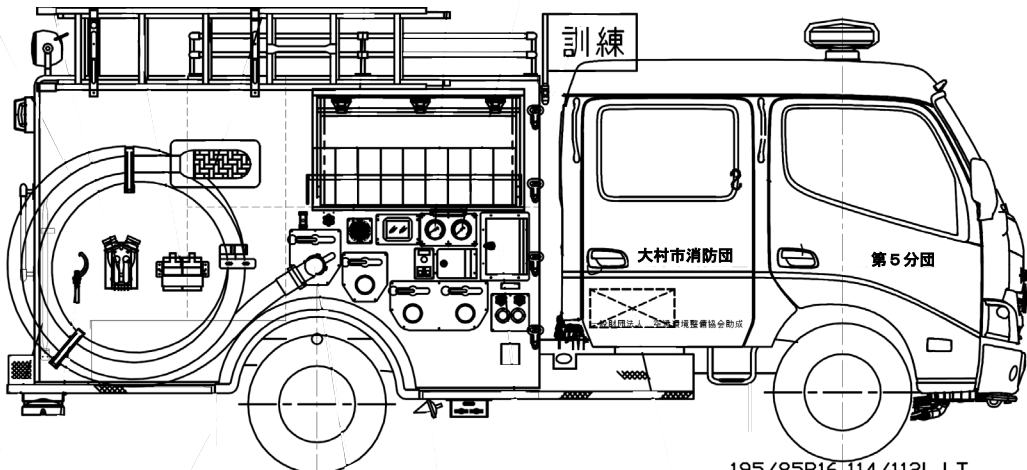
※車体を除く取付品等の位置、寸法等については、変更となる場合があります。

0 助手席 2名 110kg      1100 後席 3名 165kg



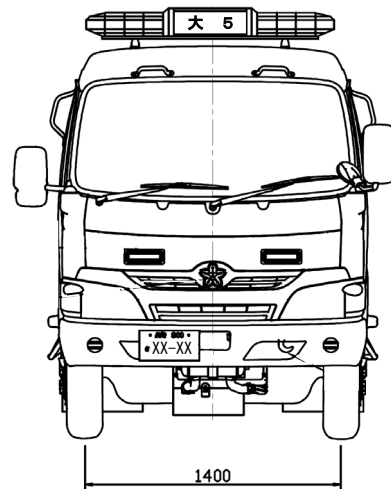
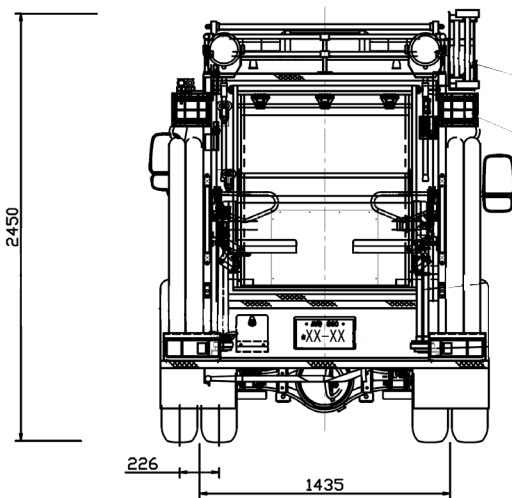
195/85R16 114/112L LT

195/85R16 114/112L LT



195/85R16 114/112L LT

195/85R16 114/112L LT



## 物品等入札状況調書

入札物件 消防ポンプ自動車

担当課 安全対策課

入札日時・場所 令和3年5月12日(水) 午前10時30分 市役所第6会議室

番号	業者名		入札額		再入札額	備考
1	ヤナセ産業(株)	3	19,700,000			
2	(株)ナカムラ消防化学	1	19,130,000			落札
3	(株)ツクモ	4	19,900,000			
4	(株)ユタカ防災サービス 大村支店	2	19,500,000			
5	(株)長崎ユタカ	7	20,700,000			
6	(株)サン・クリエイト	6	20,350,000			
7	ユニオン防災	5	20,200,000			

上記のとおり入札を執行しましたので  
公表いたします。

令和3年5月12日

大村市長 園田 裕史

上記の金額に100分の10に相当する額を加算した金額が  
法律上の申込みに係る価格である。

## 大村市税条例等の改正概要（第 4 5 号議案関係）

### 1 土地に係る負担調整措置の延長

（税条例附則第 5 項～第 6 項）（都市計画税条例附則第 6 項～第 10 項、第 12 項）

現行：令和 2 年度まで  改正後：令和 5 年度まで

※ 令和 3 年度限りの措置として、税額が増加する宅地等（商業地等は負担水準が 60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が 100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準が 100%未満の土地に限る。）については、令和 3 年度の課税標準額を令和 2 年度の課税標準額と同額とする。

### 2 現行の軽自動車課税の概要

現行の軽自動車課税の概要は、次のとおり。地方税法の改正に伴い、環境性能割及び種別割について、それぞれ下記 3 及び 4 のとおり改正する。

名称	課税の区分	内容
環境性能割	取得者課税	3 輪以上の軽自動車の環境性能に応じて課する軽自動車税
種別割	所有者課税	軽自動車等の種別、用途、総排気量等の区分に応じて課する軽自動車税

### 3 環境性能割の臨時的軽減に係る適用期限の延長

（税条例附則第 15 項）

新型コロナウイルス感染症の状況、経済の動向等を勘案し、特定期間内に 3 輪以上の軽自動車を取得した場合に、環境性能割の税率が 1 %軽減される特例措置の適用期限を 9 か月延長する。

#### 【特定期間】

改正前	改正後
R1. 10/1 ～ R3. 3/31	R1. 10/1 ～ R3. 12/31

#### 【対象及び税率】

特例措置の対象となる軽自動車（乗用）	税率
令和 12 年度燃費基準 60%以上達成車で、かつ、令和 2 年度燃費基準達成車のうち、次のいずれかに該当するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車</li> <li>平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車</li> </ul>	非課税

#### 4 グリーン化特例の適用期限の延長及び適用対象の見直し

(税条例附則第 16 項の 6～附則第 16 項の 8)

令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に最初の車両番号の指定を受ける 3 輪以上の低燃費・低排出ガス軽自動車（営業用乗用軽自動車・軽貨物自動車）について、当該指定を受ける年度の翌年度分の種別割を次のとおり軽減する。対象となる軽自動車については、軽自動車の区分に応じ、(1)及び(2)に記載のとおり

最初の車両番号の指定	グリーン化特例の適用
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年度分の種別割に適用
令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	令和 5 年度分の種別割に適用

※ 軽減率は、環境性能に応じ、おおむね 75%、50%又は 25%

##### (1) 営業用乗用軽自動車

グリーン化特例の対象となる軽自動車		軽減率
改正前	改正後	
電気自動車	電気自動車	75%
天然ガス自動車	天然ガス自動車	75%
令和 2 年度燃費基準+30%達成車 <sup>(※)</sup>	令和 12 年度燃費基準 90%達成車 <sup>(※)</sup>	50%
令和 2 年度燃費基準+10%達成車 <sup>(※)</sup>	令和 12 年度燃費基準 70%達成車 <sup>(※)</sup>	25%

##### (2) 軽貨物自動車

グリーン化特例の対象となる軽自動車		軽減率
改正前	改正後	
電気自動車	電気自動車	75%
天然ガス自動車	天然ガス自動車	75%
平成 27 年度燃費基準+35%達成車 <sup>(※)</sup>		50%
平成 27 年度燃費基準+15%達成車 <sup>(※)</sup>		25%

※ 平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成軽自動車又は平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成軽自動車に限る。

## 5 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例期限の延長

(税条例附則第 45 項)

消費税率 10% が適用される住宅の取得等をして、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間に、当該住宅を居住の用に供した場合に住宅借入金等特別税額控除<sup>(※)</sup>が 13 年適用される特例措置について、令和 3 年 1 月 1 日以降に居住を開始した場合であっても、次の表の住宅の取得等の区分に応じ、それぞれの期間内に契約を行い、令和 4 年 12 月 31 日までに居住を開始した場合は、当該特例措置を適用する。

区分	期間
注文住宅の取得	令和 2 年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日
建売・中古住宅の取得	令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日
増改築等	令和 2 年 12 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日

### ※ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅ローン控除の適用を受けた者について、所得税額から住宅ローン控除可能額を控除しても住宅ローン控除可能額に残額がある場合に、翌年度の個人住民税額から当該残額を控除する特例措置

大村市税条例（新旧対照表）（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかでないものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第26条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（県内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するもので、かつ、当該事務所又は事業所において収納されたものに限る。）若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合には、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第26条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及</p>

改正後	改正前
<p>び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に<b>対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する<b>寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に<b>対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に<b>対する寄附金（出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの<b>及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除く。</b>）</p> <p>2 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第28条の3の2 略 2・3 略</p>	<p>び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に<b>対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する<b>寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に<b>対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に<b>対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）</b></p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）</p> <p>2 略</p> <p>（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書） 第28条の3の2 略 2・3 略</p>

改正後	改正前
<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<b>令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2</b>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの）をいう。次条第4項及び第35条の8第3項において同じ。）により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<b>令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2</b>に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p> <p>5 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第35条の7 第35条の6の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下この条、次条第2項及び第3項並びに第35条の9第1項において「退職所得申告書」という。）に、その</p>	<p>4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が<b>所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるもの）をいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。</b></p> <p>5 略</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3の3 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<b>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</b></p> <p>5 略</p> <p>(特別徴収税額)</p> <p>第35条の7 第35条の6の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。</p> <p>(1) 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第1項の規定による申告書（以下本条、次条第2項及び第35条の9第1項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきこと</p>



改正後	改正前
<p>支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等            項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合            5条の2及び第35条の3の規定を適用して計算した税額            (2) 略            2 略            (退職所得申告書)            第35条の8 略            2 略</p>	<p>が確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等            項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合            5条の3の規定を適用して計算した税額            (2) 略            2 略            (退職所得申告書)            第35条の8 略            2 略</p>
<p>3 第1項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払をする者が令第48条の18において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払をする者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>が確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等            項において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合            5条の3の規定を適用して計算した税額            (2) 略            2 略            (退職所得申告書)            第35条の8 略            2 略</p>
<p>4 前項の規定の適用がある場合における第2項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払をする者に受理されたとき」とあるのは「支払をする者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。</p> <p>(環境性能割の税率)            第63条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>	<p>(環境性能割の税率)            第63条の5 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。            (1) 法第451条第1項(同条第4項)において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</p>

改正後	改正前
<p>(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則</p>	<p>(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの100分の2</p> <p>(3) 略</p> <p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>5 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。次項から附則第5項の5までにおいて同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における当該年度分の固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>5の2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に100分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条</p>

改正後	改正前
<p>第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合は、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格</p>	<p>の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の3 附則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p> <p>5の4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、附則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格</p>

改正後	改正前
<p>10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の6 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>略</p>	<p>に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。</p> <p>5の6 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例）</p> <p>6 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p> <p>略</p>
<p>略</p> <p>（土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>	<p>略</p> <p>（土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）</p>

改正後	改正前
<p>7 略</p> <p>8～8の3 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<b>令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</b></p> <p>9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<b>令和6年3月31日</b>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>9の3～10の3 略</p> <p>10の4 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第24項第1号に規定する市町村の条例</p>	<p>7 略</p> <p>8～8の3 略</p> <p>(特別土地保有税の課税の特例)</p> <p>9 附則第5項から第5項の5までの規定の適用がある宅地等(附則第7項第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する<b>平成30年度から令和2年度までの各年度分の特別土地保有税については、第124条第1号中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第5項から第5項の5までに規定する課税標準となるべき額」とする。</b></p> <p>9の2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から<b>令和3年3月31日</b>までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第124条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)の2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは、「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。</p> <p>9の3～10の3 略</p> <p>10の4 法附則第15条第8項に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10の5 法附則第15条第26項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第27項第1号に規定する市町村の条例</p>

改正後	改正前
<p>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の6 法附則第15条第24項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第24項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第25項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第25項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第27項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の16 法附則第15条第27項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>	<p>で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の7 法附則第15条第27項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の8 法附則第15条第27項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10の9 法附則第15条第28項第1号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の10 法附則第15条第28項第2号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の11 法附則第15条第30項第1号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の12 法附則第15条第30項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の13 法附則第15条第30項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の14 法附則第15条第30項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>10の15 法附則第15条第30項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の16 法附則第15条第30項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10の17 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p>

改正後	改正前
<p>る。</p> <p>10の17 法附則第15条第27項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の18 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24 略</p> <p>10の25 略</p> <p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の26 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の土地利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法</p>	<p>る。</p> <p>10の18 法附則第15条第30項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の19 法附則第15条第30項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の20 法附則第15条第30項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の21 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の22 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>10の23 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の24 法附則第15条第41項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の25 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>10の26 略</p> <p>10の27 略</p> <p>(令和元年度又は令和2年度における土地の価格の特例)</p> <p>10の28 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の土地利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、法</p>

改正後	改正前
<p>第349条の規定にかかわらず、令和4年度分又は令和5年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の27 法附則第17条の2第2項に規定する令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>10の28 略</p> <p>10の29 略</p> <p>10の30 略</p> <p>10の31 略</p> <p>10の32 略</p> <p>10の33 略</p> <p>10の34 略</p> <p>10の35 略</p> <p>10の36 略</p> <p>10の37 略</p> <p>10の38 略</p> <p>10の39 略</p> <p>10の40 略</p> <p>11～14の3 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>15 法第451条第1項第1号（同条第4項又は第5項において</p>	<p>第349条の規定にかかわらず、令和元年度分又は令和2年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>10の29 法附則第17条の2第2項に規定する令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地であって、令和2年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、法第349条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>（新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>10の30 略</p> <p>10の31 略</p> <p>10の32 略</p> <p>10の33 略</p> <p>10の34 略</p> <p>10の35 略</p> <p>10の36 略</p> <p>10の37 略</p> <p>10の38 略</p> <p>10の39 略</p> <p>10の40 略</p> <p>10の41 略</p> <p>10の42 略</p> <p>11～14の3 略</p> <p>（軽自動車税の環境性能割の非課税）</p> <p>15 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場</p>



改正後	改正前
<p>準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われ、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>15の2 略</p> <p>15の3 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第44条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項の規定する国土交通大臣の認定等)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>15の4～15の11 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第16項の8までにおいて「初回車両番号の指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽</p>	<p>合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間(附則第15項の11において「特定期間」という。)に行われ、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>15の2 略</p> <p>15の3 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車法第44条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項の規定する国土交通大臣の認定等)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>15の4～15の11 略</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>16 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車法第44条第3項に規定する車両番号の指定(次項から附則第16項の5までにおいて「初回車両番号の指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽</p>

改正後	改正前
<p>自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項、次項、附則第16項の7及び第8項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、令和3年3月31日までの間に、当該ガソリン軽自動車に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、当該ガソリン軽自動車に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>
<p>16の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、当該ガソリン軽自動車に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>	<p>16の4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車は平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に、当該ガソリン軽自動車に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p>

改正後	改正前
<p>16の5 略</p> <p>16の6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（家用の乗用のものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の2の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16の7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（営業用の乗用のものに限り、）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>16の8 法附則第30条第8項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限り、）に対する第65条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が発行された日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の3の表の左欄に掲げる同条の規定の中欄の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>略</p> <p>16の5 略</p>

改正後	改正前
<p>定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、附則第16項の4の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の9 略</p> <p>16の10 略</p> <p>16の11 略</p> <p>17～44 略</p> <p>45 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第13項の7の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</p>	<p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>16の6 略</p> <p>16の7 略</p> <p>16の8 略</p> <p>17～44 略</p>

大村市税条例等の一部を改正する条例（令和2年大村市条例第12号）（新旧対照表）（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第3条 大村市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第32条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1</p>	<p>第3条 大村市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>第32条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の9第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第1</p>

改正後	改正前
<p>1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 9 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。</p> <p>第 3 2 条の 7 第 2 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に改める。</p> <p>第 3 4 条第 3 項中「第 4 8 条の 1 5 の 5 第 4 項」を「第 4 8 条の 1 5 の 4 第 4 項」に改め、同条第 4 項から第 6 項までを削る。</p>	<p>1 項を同条第 1 0 項とし、同条第 1 2 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 1 項とし、同条第 1 3 項中「第 1 0 項」を「第 9 項」に、「第 7 5 条の 4 第 2 項」を「第 7 5 条の 5 第 2 項」に改め、同項を同条第 1 2 項とし、同条第 1 4 項を同条第 1 3 項とし、同条第 1 5 項中「第 1 3 項」を「第 1 2 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 4 項とし、同条第 1 6 項中「第 1 3 項前段」を「第 1 2 項前段」に、「第 3 2 1 条の 8 第 5 1 項」を「第 3 2 1 条の 8 第 6 1 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 5 項とし、同条第 1 7 項中「第 1 3 項後段」を「第 1 2 項後段」に、「第 1 5 項」を「第 1 4 項」に、「第 7 5 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項（同法第 8 1 条の 2 4 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）」を「第 7 5 条の 5 第 3 項若しくは第 6 項」に、「第 1 0 項」を「第 9 項」に改め、同項を同条第 1 6 項とする。</p> <p>第 3 2 条の 7 第 2 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に、「同条第 2 3 項」を「同条第 3 5 項」に、「第 2 項又は第 4 項」を「又は第 2 項」に改め、同条第 3 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改め、「（同条第 2 項又は第 4 項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第 2 条第 1 2 号の 6 の 7 に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第 2 号において同じ。）」を削り、同条第 4 項中「第 4 項又は第 1 9 項」を「又は第 3 1 項」に改める。</p> <p>第 3 4 条第 4 項から第 6 項までを削る。</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>附則第11項の2中「及び第4項」を削る。  附則第34項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、附則第34項の2中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。</p>	<p>附則第11項の2中「及び第4項」を削る。</p>

大村市都市計画税条例（新旧対照表）（第3条関係）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第34項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第35項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第35項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第42項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額として得た額）を当該宅地等における当該年度分の都市計画税額（以下</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(法附則第15条第38項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(法附則第15条第47項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>5 略</p> <p>(宅地等に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>6 宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額として得た額）を当該宅地等における当該年度分の都市計画税額（以下</p>



改正後	改正前
<p>市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度及び令和5年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える。前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度及び令和5年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合は、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画税</p>	<p>「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p> <p>7 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える。前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>8 附則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から令和2年度までの各年度の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合は、附則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p> <p>9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度の都市計画税に係る前年度の都市計画</p>

改正後	改正前
<p>の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第14条の規定に基づき、令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 農地に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項に</p>	<p>税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。</p> <p>11 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条の規定に基づき、平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定を適用しないこととする。</p> <p>（農地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例）</p> <p>12 農地に係る平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農</p>

改正後	改正前
<p>において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>
<p>において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第10項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p>地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合は、当該農地調整都市計画税額とする。</p> <p>略</p> <p>(土地に対して課する平成30年度から令和2年度までの各年度分の都市計画税の特例に関する用語の意義)</p> <p>13 略 (読替規定)</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

## 大村市郡地区公民館駐車場における自動車破損事故について（報告第3号関係）

### 1 経緯

令和3年2月13日午後7時20分頃、市道宮小路八幡線を走行していた■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽自動車は、大村市郡地区公民館駐車場（以下「駐車場」という。）に進入しようとして右折した際、駐車場出入口に設置している上下式の車止めポール（以下「ポール」という。）に接触し、当該車両の右側ドア（運転席及び後部座席）及び右後輪ホイールを破損した。

### 2 事故の原因及び処理

事故の原因は、ポール4本のうち1本が上がったままの状態であり、軽自動車の運転者（相手方の配偶者）がこれに気付くことが遅れたことによるものである。

事故発生後、相手方と事後措置について協議を行い、下記3のとおり示談した。

なお、事故発生後は、駐車場の定期的な見回りを行い、ポールの状態を確認している。

### 3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費の3割に相当する額102,900円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。

